# 杉戸町生涯学習リーダーバンク登録制度運営要項

#### (目的)

第1条 この要項は、町民の生涯学習活動を支援するため、教育・芸術・文化・スポーツなど各方面における有識者等を指導者として登録し、生涯学習活動を行っている団体又は各公民館で行っているクラブ、サークル団体等【以下『生涯学習団体』(生涯スポーツ団体も含む)という。】の求めに応じその指導者を紹介することにより、生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

## (指導者の登録資格)

第2条 指導者の登録資格は、次の通りとする。

- (1)生涯学習活動(生涯スポーツも含む。)に深い理解と熱意がある者。
- (2)教育・芸術・文化・スポーツなどについて専門的な知識又は技術の持ち主及び 生涯学習団体の育成に助力できる者。

#### (指導者の登録)

- 第3条 指導者の登録をしようとする者は、『杉戸町生涯学習リーダーバンク登録申 請書』(以下『申請書』という。)(様式-1)を杉戸町教育委員会(以下『教育委 員会』という。)に提出しなければならない。
  - 2 教育委員会では、さまざまの分野より多くの指導者に活動いただくため、申請 書の提出のあった者については可能な範囲ですべての者を登録するものとす る。ただし、次のいずれかの条件に該当する者は登録できない。
    - (1)申請書の内容についていつわりのあったとき。
    - (2)その他教育委員会が指導者として不適格と認めたとき。
  - 3 指導者の有効期間は、3年間とする。ただし、年度途中の登録については、そ の年度末で1年間とみなす。
    - また、更新については、『杉戸町生涯学習リーダーバンク登録(変更)申請書』 (様式-2)に記入の上、教育委員会に提出しなければならない。
  - 4 教育委員会は、第1項及び第3項に基づき、指導者として登録した者に対し、 杉戸町生涯学習指導者証(様式-3)を交付するものとする。

## (指導者の役割)

- 第4条 指導者は、生涯学習団体の求めに応じ、学習指導等を行うものとする。
  - 2 指導者は、行政関係等が行う研修会及び講習会等には、積極的に参加するよう努めるものとする。

#### (指導者の紹介)

- 第5条 教育委員会では、生涯学習団体の求めに応じ、指導者に関する情報を提供することができる。
  - 2 指導者との交渉については、原則として指導者の紹介を求めた生涯学習団体が行うものとする。

#### (紹介の拒否)

- 第6条 教育委員会では、次の各号の一に該当する活動を行うために指導者の紹介を求める生涯学習団体については、指導者の紹介を拒否することができる。
  - (1)自らの営利のための事業を行ったり、他の営利事業に団体の名称を利用させるような活動。
  - (2)特定の政党を支持し、又はこれらに反対するための政治活動。
  - (3)特定の宗教のための宗教活動。
  - (4)その他本要項の趣旨に反する活動。

#### (経費)

第7条 指導者に対し謝礼等を支払う場合の経費は、指導者の紹介を求めた生涯学習団体の負担とする。

### (報告)

第8条 指導者の紹介を求めた生涯学習団体等は、実施報告書(様式-4)を提出しなければならない。

## (事故)

第9条 指導に伴い発生した事故及び損害については、教育委員会は責任を負わないものとする。

#### (施行の細目)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項があれば別に定める。

## 附則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。